

生産性向上特別措置法施行令（案）等に対する意見公募要領

平成30年5月16日

経済産業省

本日成立した生産性向上特別措置法の施行に伴い、生産性向上特別措置法施行令、生産性向上特別措置法施行規則等の関係政省令及び関係告示を定める必要があることから、本件について、広く国民の皆様から御意見を伺うため、下記の通り意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

- (1) 生産性向上特別措置法施行令（案）
- (2) 生産性向上特別措置法施行規則（案）
- (2)－2 生産性向上特別措置法施行規則様式集（案）
- (3) 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（案）
- (3)－2 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則様式集（案）
- (4) 革新的データ産業活用に関する指針（案）
- (5) データの安全管理に係る基準（案）
- (6) 生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準（案）
- (7) 中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（案）

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省経済産業政策局法案準備室において配布（〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館8階西4）※平日のみ

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年5月16日（水）～5月29日（火）
（郵送の場合は平成30年5月29日（火）必着）

4. 意見提出先・提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別途様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：law_2018project_atmark_meti.go.jp

経済産業省経済産業政策局法案準備室 あて

（電子メールの件名を「生産性向上特別措置法施行令（案）等に対する意見」として下さい。）

※迷惑メール防止のため@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省経済産業政策局法案準備室 パブリックコメント担当 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）

○ディスクは、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-3501-1560

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5. 留意事項等

- ・提出された意見は電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、経済産業省にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、氏名（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6. 連絡先窓口

経済産業省経済産業政策局法案準備室

担当：横井、北島、龍道

電話：03-3501-1560

FAX：03-3501-0229

電子メールアドレス law_2018project_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール防止のため@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に直してください。

意見書

経済産業省経済産業政策局法案準備室 パブリックコメント担当 宛

平成 年 月 日

「生産性向上特別措置法施行令（案）等」に対する意見

【氏名】	(法人・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
【住所】	
【電話番号】	
【FAX 番号】	
【電子メールアドレス】	
【御意見】	<p><該当箇所>※御意見の該当箇所が分かるように明記してください。</p> <p><意見内容></p> <p><理由>※可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。</p> <p>※分量が収まらず別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。</p>